

京都市訓令甲第21号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼 兼

別表第1第2類の款環境局循環型社会推進部の項中「市民美化センター、生活環境事務所」を「生活環境美化センター」に改め、同款建設局管理部の項中「建設局管理部」を「建設局土木管理部」に改める。

別表第2歴史資料館長の項第3号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第2保健所長の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（次号において「法」という。）第26条において準用する同法第20条による勧告並びに入院及び入院の期間の延長（結核に係るものに限る。）に関すること。

(3) 法第37条及び第37条の2による公費負担医療の決定（結核に係るものに限る。）に関すること。

別表第3市民美化センター所長及びクリーンセンター所長の項を削る。

別表第3生活環境事務所長の項中「生活環境事務所長」を「生活環境美化センター所長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

クリーンセンター所長 (北部クリーンセンター所長を除く。)	(1) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関すること。
----------------------------------	-----------------------------

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)